

◆推奨認定品審査会審査要綱◆

1. 立川観光コンベンション協会が構成する審査委員会が新規申込み商品を評価する。(食品の場合は試食審査も含む。)
2. 新規申込み商品を各項目において評価し、合計点が70点以上の場合その審査員の合格判定とする。
3. 当日立ち会う審査員の3分の2以上の合格判定を受けたものを、立川観光コンベンション協会推奨品として認定する。
4. 審査項目は以下の通りとする。
 - ① 立川らしさ (例：素材・製造・包装・ストーリー)
 - ② 公正な価格
 - ③ 優れたデザイン性
 - ④ 商品としての魅力・訴求力
 - ⑤ 独自性・技術力・味

以上